特定健康診查・特定保健指導実施計画 【第4期】

経済産業関係法人健康保険組合 令和 6 年4月

第1 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「高齢者医療法」という。)に基づき、保険者は40歳以上74歳の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査(以下「特定健診」という。)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することが義務化された。

なお、高齢者医療法第 19 条により、6 年間(従来は 5 年間)を一期として特定健康診査・特定保健指導実施計画(以下「特定健診等実施計画」という。)を定めることとされている。第 1 期は平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間、第 2 期は平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間、第 3 期は平成 30 年度から令和 5 年度の 6 年間の特定健診等実施計画書が策定され、国の示す実施率に関する参酌基準を目標に特定健診等が実施された。

本計画は、第1期から第3期までの実施結果及び評価を踏まえながら、令和6年度から令和11年度の6年間を第4期として、当健康保険組合(以下「当組合」という。)の特定健診及び特定保健指導(以下「特定健診等」という。)の実施に関する基本的事項について定めるものである。

第2 経済産業関係法人健康保険組合の現状

当組合は、経済と産業に関連のある独立行政法人等並びにその支部事業所及び関連団体で構成されている。

令和5年11月末の事業所数は14で、その内訳は12の独立行政法人等並びにその支部及び関連団体2となっている。都道府県別の所在状況は、東京都12事業所、神奈川県2事業所となっている。

1. 被保険者

令和 5 年 11 月末現在の被保険者数は、男 6, 296 人、女 4, 171 人、合計 10, 467 人で、平均年齢は、男 50.02 歳、女 44.07 歳、合計 47.65 歳。

2. 被扶養者

男 2, 458 人、女 5, 121 人、合計 7, 579 人で、平均年齢は、男 14. 43 歳、女 35. 79 歳、合計 28. 86 歳

3.40歳以上74歳の人数

被保険者 7,419 人、被扶養者 2,698 人、合計 10,117 人。

4. 特定健診対象者数

40 歳以上 74 歳の者のうち、年度途中で資格の得喪があった者及び海外赴任の者等を除外した 人数が特定健診の対象者となる。(※令和5年11月末時点。)

5. 独立行政法人等別の加入者及び特定健診の対象者の状況(次表のとおり)

X+ 1 0 0 1		全体		特定健診対象者			
法人の別	被保険者	被扶養者	合 計	被保険者	被扶養者	合 計	
日本貿易振興機構	1,609	1, 225	2,834	812	292	1, 104	
国際協力機構	3, 321	2, 563	5,884	1,504	465	1, 969	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	884	653	1,537	573	193	766	
中小企業基盤整備機構	1, 171	910	2,081	821	362	1, 183	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1, 188	802	1,990	842	333	1, 175	
日本アルコール産業株式会社	167	102	269	82	44	126	
国民生活センター	259	100	359	186	19	205	
国際交流基金	577	286	863	279	57	336	
環境再生保全機構	194	109	303	105	21	126	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	507	458	965	471	238	709	
日本国際協力システム	126	78	204	92	25	117	
株式会社日本貿易保険	158	58	216	54	14	68	
任意継続被保険者	306	235	541	233	154	387	
合計	10, 467	7, 579	18, 046	6, 054	2, 217	8, 271	

- ※ 被保険者数及び被扶養者数は令和5年11月末の数値。
- ※ 特定健診対象者は海外赴任者等を除く。

第3 第3期の実施状況等

1. 特定健診の実施状況

被保険者の特定健診結果データは、事業所の定期健診及び人間ドックに係る特定健診分のデータの提供を受けることで対応、被扶養者は、健保連が提供する集合契約による特定健診及び人間ドックに係る特定健診分のデータの提供を受けることで対応している。第3期の特定健診の実施状況は次表のとおり。

【特定健診対象者に対する健診実施率 (%)】

区	分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度見込
	対象者	4, 796	4,891	5, 127	5, 385	5,611	5, 821
被保険者	受診者	3, 930	4,005	4, 118	4, 459	4,828	5, 065
	実施率	81.9	81. 9	80.3	82.8	86. 0	87. 0
	対象者	2, 381	2, 447	2, 438	2, 466	2, 478	2, 450
被扶養者	受診者	1, 379	1,388	1, 215	1,546	1,625	1,671
	実施率	57.9	56. 7	49.8	62. 7	65. 6	68. 2
	対象者	7, 177	7, 338	7, 565	7,851	8,089	8, 271
合計	受診者	5, 309	5, 393	5, 333	6,005	6, 453	6, 736
	実施率	74. 0	73. 5	70. 5	76. 5	79.8	81. 4
計画書目標	票実施率	76. 9	79. 5	82. 1	84. 7	87. 3	90.0

全国平均	54. 7	55.6	53.4	56. 5	
組合平均	78. 2	79. 0	77. 9	80. 5	

2. 特定保健指導の実施状況

特定保健指導は、特定健診の対象となる定期健診等の実施後、特定健診結果データの階層化による特定保健指導の実施までに相当なタイムラグ(3ヶ月~6ヶ月)が生じるため、多くの実施及び終了が翌年度にずれ込む結果となっている。第3期での特定保健指導の実施対象者は任意継続被保険者及びその被扶養者を除く組合員のみに限定して外部委託により実施した。

【保健指導対象者に対する指導実施率 (%)】

区	分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度見込
	対象者	420	415	455	498	503	529
動機付支援	指導終了	50	23	117	109	85	72
	実施率	11.9	5. 5	25. 7	21. 9	16. 9	13. 6
	対象者	345	332	363	350	355	352
積極的支援	指導終了	14	5	40	73	58	76
	実施率	4. 1	1.5	11.0	20.9	16. 3	21. 7
	対象者	765	747	818	848	858	881
計	指導終了	64	28	157	182	143	148
	実施率	8. 4	3. 7	19. 2	21. 5	16. 7	16.8
計画書目	標実施率	15. 7	23. 5	31. 3	39. 2	47. 1	55. 0
全国-	平均	23. 2	23. 2	23.0	24. 6	_	_
組合	平均	25. 9	27. 4	27. 0	31. 1	_	_

第4 特定健診等の実施に関する基本的な事項

1. 特定健診等の基本的考え方

- (1) 運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満・脂質異常・血糖高値・血圧高値から起こる虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病等の発症・重症化を予防するためには、重症化に至っていく前の段階で、本人自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげられるよう、保険者が健診結果によりリスクが高い者を的確なタイミングで選定し、専門職が個別に介入する必要がある。
- (2) こうした対象者の個別性を重視した効果的な保健指導の実施は、加入者の健康の保持向上や 医療費適正化等の観点から、極めて重要な保険者機能であり、保険者は、法律に基づき、特定 健診・特定保健指導を実施し、その結果を国に報告することが義務付けられている。
- (3) 特定健診は、公表されている直近数値として、令和3年時点で約3040万人が受診。平成20年制度導入後(導入時は2000万人)、受診者が毎年増加。全保険者平均実施率は56.5%。70%目標には達していないが、保険者、医療関係者、健診実施機関、現場の関係者の取り組みにより、制度は着実に定着している。
- (4) 他方、特定保健指導の令和3年時点の全保険者平均実施率は24.6%。保険者の目標は45%であり、実施率の向上が最優先課題となっている。

(5) 当組合は、引き続き関連する各法令等に基づき特定健診等を実施するとともに、国が示す特定健診実施率等の目標値の達成に努めることとする。

2. 特定健診等の実施に係る留意事項

各独立行政法人等の本部事業所は首都圏に集中しているものの、出先機関は全国に分布し、また海外在住者数も少なくないことから、被保険者や被扶養者の出入りの多い状況等を総合的に勘案し、現在行われている定期健診や人間ドックの結果データを次のとおり有効に活用することで、特定健診等の実施率の向上に努めることとする。

- (1) 被保険者は、定期健診(人間ドックを定期健診としている場合を含む)の結果データを事業所が提出することで、特定健診を実施したとみなすこととする。
- (2) 被扶養者及び任意継続被保険者の特定健診については、人間ドックに含めて実施するもののほか、健保連が提供する集合契約による特定健診も引き続き実施する。
- (3) 特定保健指導は外部委託により実施する。
- 3. 事業所で行う定期健診及び保健指導との関係

事業所で定期健診を実施した場合、当組合はそのデータのうち、特定健診に該当する年齢の特定 健診に係るデータを事業所から受領(原則として国が示す標準的なファイル仕様により作成された データを記録した電子媒体)する。定期健診費用は事業主が負担する。

特定保健指導の対象となった者の特定保健指導は当組合が外部委託により実施するが、事業所に対して会場の提供及び就業時間内での保健指導への対応について協力を要請することもある。その他具体的な対応等は第3期と同様に実施する。

第5 達成目標

1. 特定健診の実施に係る目標

令和11年度における特定健診の実施率を90.0%(国の定める参酌標準)とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

(1)目標実施率 (%)

-							
区 分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	国の参酌標準
①被保険者	88. 0	89. 0	90.0	91. 0	92.0	93. 1	_
②被扶養者	70.0	72. 0	74. 0	76. 1	78.7	81. 0	_
③被保険者+被扶養者	82.8	84. 2	85. 6	87. 0	88.5	90.0	90.0

2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率60.0%(国の定める参酌標準)とする。 この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

(1)目標実施率

(被保険者+被扶養者)

(人)

()以下医有 放入食有	(放体操行 - 放於後行)									
区 分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	国の参酌標準			
①特定健診等目標実施数	7, 054	7, 390	7, 741	8, 109	8, 503	8, 915	_			
②特定保健指導対象者数	905	931	958	987	1, 018	1, 050	_			
③実施者数	217	289	367	449	538	630	_			
④目標実施率(%)	23. 9	31.0	38.3	45. 4	52.8	60.0	60.0			

※特定保健指導は、外部業者へ委託する。

※特定健診等目標実施数とは、特定健診及び特定健診とみなすものの合計をいう。

第6 特定健診等の対象者数

1. 対象者数

(1) 特定健診

① 被保険者 (人)

区分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 対象者数	6, 054	6, 296	6, 548	6,810	7,082	7, 366
回人間ドック実施見込数	2, 952	3, 105	3, 265	3, 434	3,610	3, 799
○定期健診実施見込数	2, 376	2, 499	2,629	2, 764	2,906	3, 059
⊝特定健診等目標実施数 (回+⊙)	5, 328	5, 604	5, 894	6, 198	6, 516	6, 858
歌目標実施率 (%・⊜÷④)	88.0	89.0	90.0	91.0	92.0	93. 1

② 被扶養者 (人)

区 分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①対象者数	2, 465	2, 480	2, 495	2,510	2, 525	2, 540
回人間ドック実施見込数	1,346	1, 393	1,441	1, 491	1,550	1,604
○集合契約実施見込数	380	393	406	420	437	453
⇒特定健診等目標実施数(②+②)	1,726	1,786	1,847	1,911	1, 987	2,057
歌目標実施率 (%・⊜÷⑦)	70.0	72.0	74.0	76. 1	78.7	81. 0

③ 被保険者+被扶養者

区分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
① 対象者数	8, 519	8, 776	9, 043	9, 320	9,607	9, 905
回人間ドック実施見込数	4, 298	4, 498	4, 706	4, 925	5, 160	5, 403
○定期健診等実施見込数	2, 756	2,892	3, 035	3, 184	3, 343	3, 512
⇒特定健診等目標実施数(回+⊙)	7, 054	7, 390	7, 741	8, 109	8, 503	8, 915
歌目標実施率 (%・⊜÷④)	82.8	84. 2	85.6	87.0	88.5	90.0

[※]定期健診等には人間ドックを実施する者を含む。

(2) 特定保健指導の対象者数

① 被保険者+被扶養者

(人)

(人)

区 分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①特定健診等目標実施数	7, 054	7, 390	7, 741	8, 109	8, 503	8, 915
回動機付支援対象者数	557	586	616	648	682	717
実施者見込数	119	170	227	288	357	431
目標実施率(%)	21.3	29.0	36.7	44.4	52. 2	60.0
○積極的支援対象者数	348	345	342	339	336	333
実施者見込数	98	119	140	161	181	200
目標実施率(%)	28.0	34. 4	40.8	47. 2	53. 6	60.0
□保健指導対象者数計	905	931	958	987	1,018	1,050

実施者数計	217	289	367	449	538	631
目標実施率(%)	23.9	31.0	38. 3	45.4	52.8	60.0

第7 特定健診等の実施方法

1. 実施場所

- (1) 特定健康診査
 - ① 被保険者:事業所が行う労働安全衛生法に基づく健康診断等(以下「事業主健診」という。) の健診機関。

※事業主から健診結果を受領することで特定健康診査を実施したこととする。

- ② 被扶養者:健保連が提供する集合契約に基づく全国の健診機関。
- ③ 特定健診を含む人間ドックとして実施するものについては、当組合が直接契約した健診機関または健保連が契約する全国の健診機関。
- (2) 特定保健指導

被保険者及び被扶養者ともに、当組合が契約する(株)ベネフィット・ワンによる ICT による遠隔指導。(初回面談は ICT または直接面談。被保険者は事業所会議室又は自宅等、被扶養者は自宅等)

2. 実施項目

「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に掲載されている健診項目とする。

3. 実施時期

- (1) 特定健康診查
 - ① 事業主健診は事業所で設定した時期。
 - ② 人間ドックとして実施する場合は4月1日から3月25日。
 - ③ 集合契約1.((1)②)は、6月から12月。
- (2) 特定保健指導

通年

4. 外部委託の有無及び契約形態

- (1) 特定健康診査
 - ① 集合契約は、健保連へ委任状を提出し実施。
 - ② 人間ドックとして実施する場合は、当組合が直接契約した健診機関または健保連が契約 する全国の医療機関。
- (2) 特定保健指導
 - ① 当組合と(株)ベネフィット・ワンが直接契約し実施。
- 5. 外部委託者の選定にあたっての考え方
 - (1) 特定健康診查

以下の点を満たすことを前提に選定する。

- ① 厚生労働大臣が告示にて定める外部委託に関する基準を満たしている機関であること。
- ② 個人情報の取扱いが万全であること。
- ③ 当組合の加入者が全国に分散していることから、それに対応できること。

(2) 特定保健指導

以下の点を満たすことを前提に選定する。

- ① 厚生労働大臣が告示にて定める外部委託に関する基準を満たしている機関であること。
- ② 個人情報の取扱いが万全であること。
- ③ 当組合の加入者が全国に分散していることから、それに対応できること。
- ④ 実施(完了)率及び対象者の継続的な生活習慣改善につながる指導を提供できること。

6. 特定健診での利用券の様式等について

- ① 集合契約の際に発行する受診券は、健保連が指定した様式に基づき基幹システム委託会社に て作成した様式による。交付時期は6月。
- ② 人間ドックに係る利用券は、当組合が定め、当組合のホームページに掲載した様式に基づく。 利用券の交付は人間ドック利用申請に基づき逐次行う。

7. 健診データの収集方法

- (1) 事業主健診:高齢者医療法に基づき事業所より速やかな提出を求めている。
- (2) 集合契約:健保連と支払基金との契約に基づき、支払基金よりデータ提出が行われる。
- (3) 人間ドック: 人間ドック利用申請時利用者から、当該健診機関より特定健診としてのデータ 提供に関する同意を取り、当該健診機関よりデータの提供を受けている。

8. 特定保健指導の対象者の選定方法

特定健康診査データをもとに階層化を行い、対象となったもの全てに実施する。

9. 実施に関する年間スケジュール

前年度末までに当該年度に係る「特定健康診査・特定保健指導実施要領」を策定し、実施文書と ともに事業所へ協力要請を行う。年間スケジュールは次の通り。

- (1) 特定健康診查
 - 事業主健診は事業所で設定した時期。
 - ② 人間ドックとして実施する場合は4月1日から3月25日。
 - ③ 集合契約は、6月上旬に案内文書及び受診券を発送。6月から12月の間に健保連が指定する健診機関で受診。

(2) 特定保健指導

通年。

10. 周知・案内方法

- ① 周知は当組合ホームページ、機関誌(年2回発行)等で行う。
- ② 特定保健指導については委託先から電話・はがきにより勧奨を行う。

第8 個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導の実施にあたり、「経済産業関係法人健康保険組合個人情報保護管理規程」を遵守する。

当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしては ならない。また外部委託をする場合は、利用範囲等を契約書に明記する。

当組合の個人情報取扱責任者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

健診結果等データは、速やかに当組合の基幹システムに取り込み、電子媒体等は当組合のシステム等運用管理規程により、3年とする。

第9 特定健診等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当組合のホームページに掲載する。

第10 特定健診等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年度、前年度実績を踏まえながら見直しを検討する。

また、見直しの検討結果を踏まえて、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には 見直すこととする。

第11 その他

- 1. 当組合の職員で特定健診等を担当する者については、事業運営のための研修等に随時参加させる。
- 2. 当組合は、定期健診及び人間ドック利用者の特定健診としての結果データの提出促進に努める。